

家畜保健衛生所機能強化基本計画（案）の概要

1 家畜保健衛生所について

家畜保健衛生所は、地方における家畜衛生の向上を図り、もって畜産の振興に資するため、都道府県が設置する機関(家畜保健衛生法)

【主な業務】

(1) 急性悪性家畜伝染病発生時の対応

発生初期の迅速な防疫措置による感染拡大の防止

(3) 安全な畜産物の生産

飼養衛生管理基準の遵守指導や高度な衛生管理の導入促進

(2) 家畜疾病の発生予防とまん延防止

定期的な検査の実施や巡回などによる農家指導及び地域防疫体制の確立

2 現状

【通常時】

(1) 畜産農家の分布状況の変化

○立地条件の良い香取・海浜地域に多くの畜産農家が集まってきている

(2) 施設の老朽化と立地条件の変化

○いずれも昭和40年代に設置された施設
○周辺の宅地化により一部施設の稼働が制限（東部・北部家保）

(3) 疾病の多様化・複雑化

○疾病が畜産経営におよぼす影響が増大

【緊急時】

(1) 畜産が盛んな地域から遠距離

○畜産農家の偏在化の進展により管轄家保から離れた地域に産地が形成

(2) 人員・防疫資材の分散

○家畜保健衛生所一所当たりの家畜防疫員は10～13名
○防疫措置に必要な資材を9カ所に備蓄

(3) CSFワクチン接種対応

○2月より県内の全ての豚に接種開始予定。

3 課題

【通常時】現状に対応した防疫体制

(1) 畜産農家の偏在化への対応

○畜産農家の分布状況に応じた体制の整備

(2) 家畜保健衛生所機能の向上

○病性鑑定機能の向上のための施設整備
○人畜共通感染症を扱う職員の安全性の向上
○東部・北部家保は現状の立地での機能向上には限界があることから移転が必要

(3) CSF等への対応

○飼養衛生管理の向上と農家指導の強化
○ワクチン接種の恒常化

【緊急時】より迅速な初動対応

(1) 畜産が盛んな地域への対応

○畜産が盛んな地域への迅速な対応を考慮した家畜保健衛生所の配置

(2) 現地対策本部機能の強化

○初動防疫対応に必要な家畜防疫員の確保
○急性悪性家畜伝染病発生時に必要な資機材の集約

(3) 診断の迅速化

4 機能強化の方向性

(1) 家畜保健衛生所の再編

○畜産が盛んな地域の周辺地域に設置することで、**迅速な防疫対応の実現**
○将来にわたり周辺の開発が見込まれない場所への移転・統合による**家畜保健衛生所機能の発揮**

(2) 家畜保健衛生所の設備及び検査機器の整備

○バイオセーフティレベルの高い病性鑑定施設を整備し、**職員の安全性を確保**するとともに、**感染性や病原性の高い病原体にもより安全に対応できる体制を整備**
○高性能検査機器の導入による**診断の迅速性と正確性の向上**

(3) 家畜防疫員の再配置と確保

○畜産農家分布等に応じた家畜防疫員の再配置により、**効果の高い防疫対策の実現を図るとともにCSFワクチン接種の恒常化に対応する。**
○家畜保健衛生所の統合により人員を集約し、初動防疫対応チームを設置することにより、急性悪性の家畜伝染病発生時の**初動防疫体制を確保**するとともに、ワクチン接種恒常化に対応するための獣医師等を確保する。

(4) 急性悪性家畜伝染病の発生に備えた備蓄機能の強化

○家畜保健衛生所の備蓄機能を強化することにより、家畜伝染病発生時に**防疫資材を迅速かつ安定的に供給**

5 基幹となる家畜保健衛生所を新たに整備

○機能を十分に発揮できていない東部家畜保健衛生所、北部家畜保健衛生所及び老朽化が著しく施設の高度化が必要な中央家畜保健衛生所・佐倉（病性鑑定部門）を統合し、**畜産が盛んな地域に隣接する匝瑳市に基幹となる家畜保健衛生所を再編整備**することで機能強化を図る

現在の家畜保健衛生所の所在地と管轄

